



高校生の皆さん！

警視庁
碑文谷署
少年係

そのバイトが将来をダメにするかも

そのアルバイト…本当に大丈夫？

☆先輩から良いバイトがあると誘われた…

仲の良い先輩に、簡単な仕事で高額の手当料をもらえると誘われた生徒(14歳)が、言われるままに渡されたキャッシュカードでATMから現金を下ろしたところ「振り込め詐欺」の被疑者として手配されてしまいました。

簡単にお金をもらえる仕事などありません。自分の安易な考えによって知らぬ間に「犯罪者」になり一生をダメにするかもしれません。

振り込め詐欺で、被害者から直接現金を受け取る役を「受け子」、被害者が振り込んだ口座から現金を引き出す役を「出し子」と呼びます。どちらも犯罪です。

刑法 第246条 詐欺罪



ネット掲示板のアルバイト勧誘にも危険がいっぱい！

インターネット上でも、皆さんに興味をもたせるような言葉で、勧誘しようとしている大人がいます。絶対にだまされないようにしましょう。

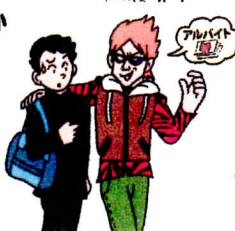


※書類を受け取るだけで〇万円！

※君の名義で携帯電話をつくらせたら〇万円！

※ATMで現金を下ろしてくれるだけ

「悪いこととは知らなかった」「割のいいバイトだと思った」では済まされません。



JKビジネスって何？

主として、女子高校生をしてサービスを提供する営業のこと。リフレ・コミュ・カフェ・散歩・撮影会などの種類がある。どれも、異性の客に対して行われるもので、一部店舗では「裏オプション」として性的サービスを提供させる店もあります

☆JKビジネスで働くようになったきっかけは？

多くが、友達から「簡単にお金が稼げるよ」「高額収入だよ」などと誘われ、手取り早くお金を稼げるという安易な考えから始めています。断る勇気をもとう！



☆皆さんの心と体を守るために…

「特定異性接客営業の規定に関する条例(いわゆるJK条例)」が平成29年7月から施行されます。

◎18歳未満の者を、JKビジネスに従事させてはいけないことが規定されています。

インターネットは、便利だけど注意が必要！

☆店舗外における被害・トラブル

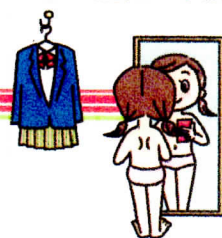
※客に好意を持たれ、待ち伏せされるなどのストーカー被害に遭った。

※客と散歩中に立ち寄ったカラオケボックスで性犯罪の被害に遭った。

※客に、インターネット上に自分のことを書き込まれた。

※店を辞めたいのに、店長が辞めさせてくれず、雇用関係のトラブルになった。

※被害に遭ってしまったが、親にも友達にも相談できなかった。



☆ネットで知り合った人に自分の下着姿や、裸の写真を送ってはダメ！

公開されて困る写真や動画はたとえ恋人や友達でも撮らせたり送ったりしてはいけません。

恥ずかしい写真をネット上に投稿され、一生苦しむこととなります。一度ネット上に流出した画像等は、全てを消すことは不可能です。

将来、就職や結婚にまで影響を及ぼすこともあります。



☆危険！「自撮り被害」

「自撮り被害」とは？

だまされたり、脅されたりして自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害を言います。

※「自撮り」被害者の中高生の大半は、SNSで知り合った相手に、裸や下着姿の画像を送信しています。

※知らない相手だからこそ羽目を外してしまったケースが多く、脅迫など深刻な被害につながることもあります。

※友達等に裸の写真をスマホに送信するよう求めたり、それを他の友達に送信したりスマホに保存した場合は、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被疑者として検挙、補導されることもあります。

※パソコンやスマホは機械ですが、それを使っているのは人間です。良い人も悪い人もインターネットを利用しています。中には、うそをついて相手をだましてやろうと考えている人もいます。何が本当なのか、利用する側も見極める力が必要です。